

審査基準整理票

処分名	歴史博物館観覧料の減免		
根拠法令名	大津市歴史博物館条例	(条項) 第 7 条	
基準法令名	大津市歴史博物館の管理運営に関する規則	(条項) 第 17 条	
所管部署	市民部 歴史博物館		
標準処理期間	7 日	法廷処理期間	日
【審査基準】 ・文書の名称 【 】 ・掲載図書等 【 】 ・内容 <input checked="" type="checkbox"/> 全部掲載 <input type="checkbox"/> 一部・項目のみ掲載 (参考) 【根拠法令】 ○大津市歴史博物館条例 (観覧料及び使用料の減免) 第 7 条 市長は、特に必要があると認めるときは、観覧料及び使用料を減額し、又は免除することができる。 【基準法令】 ○大津市歴史博物館の管理運営に関する規則 (観覧料の減免) 第 17 条 条例第 7 条の規定により博物館の観覧料を減免する場合及びその額は、次に掲げるとおりとする。 (1) 市内に所在する学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に規定する小学校若しくは中学校又は特別支援学校の小学部若しくは中学部の児童又は生徒が、教育課程の一環として常設展示を観覧する場合 全額 (2) 博物館が開催する特別展示を観覧料を納付して観覧した者が、引き続き常設展示を観覧する場合 全額 (3) その他館長が必要と認めた場合 その都度館長が定める額 2 前項の規定により観覧料の減免を受けようとする者は、所定の減免申請書により、あらかじめ館長に申請しなければならない。ただし、前項第 2 号の規定により減免を受ける場合は、この限りでない。			

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。